

公共工事入札の申請書類の簡素化の 検討状況・今後の方針について

令和 2 年 6 月 3 0 日

内閣府規制改革推進室
国土交通省
総務省

公共工事入札の申請書類の簡素化の検討状況・今後の方針（概要）

- 公共工事の入札・契約に関する手続については、規制改革推進会議の「行政手続コスト20%削減」目標の中で鋭意取り組んできており、平成30年12月の計測値を基準に令和2年末までに目標を達成するため、さらなる添付書類の削減等強力に推進する。

①建設業許可・経営事項審査 ⇒ 3～4頁＜国土交通省＞

- 経営事項審査申請について、早期のオンライン化を実現するとともに、オンライン化に当たっては、BPRを徹底して、申請書類の簡素化、ワンスオンリーの徹底等を行い、行政手続コストの更なる削減を実現する。（令和2年度検討、遅くとも令和4年度措置）

②競争入札参加資格審査 ⇒ 5頁＜国土交通省＞、7頁＜総務省＞

- 地方公共団体における競争入札参加資格審査申請については、地方公共団体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、地方公共団体における審査に最低限必要とされる項目及び添付書類を整理して、標準書式を作成する。
- また、各地方公共団体の状況に応じて電子申請システムへの反映に結びつける。
(令和2年度以降、速やかに措置)

③入札・契約 ⇒ 6頁＜国土交通省＞

国土交通省における公共工事の入札契約の一般的な流れ

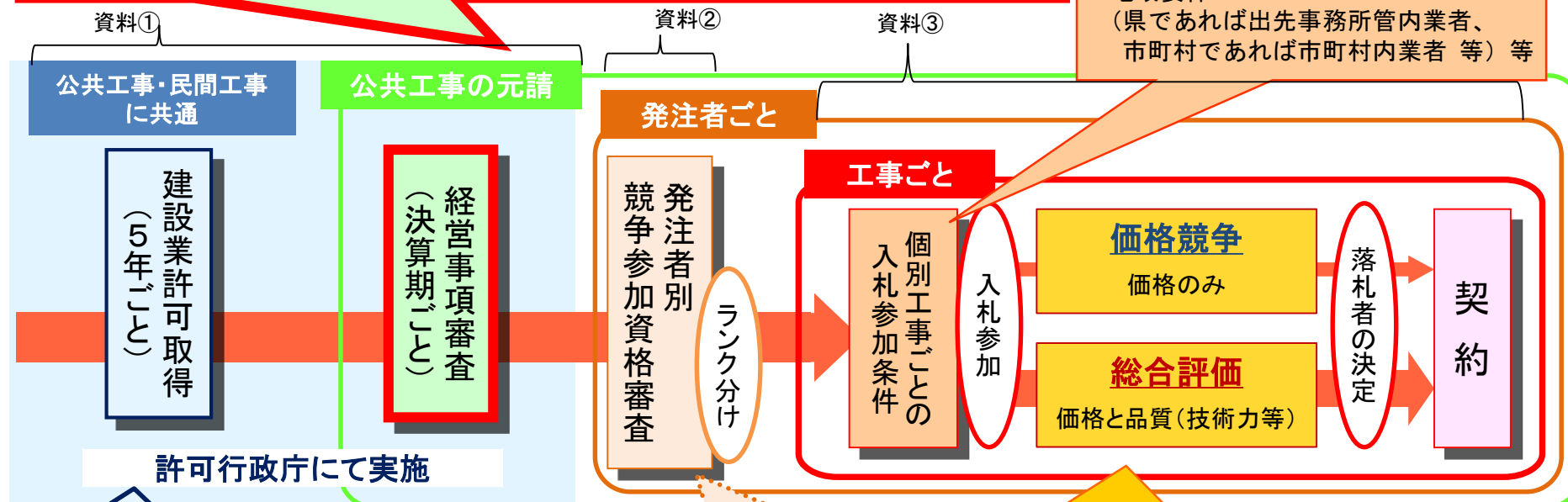
◆経営事項審査の総合評定値（客観点数）

経営規模、経営状況、技術力、社会性等（社会保険・建退共・企業年金・法定外労災の加入、営業年数、防災協定、法令遵守、経理の状況、研究開発費、建設機械保有、ISO、若年）

公共事業の入札に参加しようとする建設業者に対し、建設工事の規模・技術的水準等に見合う能力がある建設業者を選定するため、経営に関する客観的事項について審査

◆個別工事ごとの入札参加条件

- ・工種・等級の選定
 - ・施工実績
 - ・配置予定技術者
 - ・地域要件
- （県であれば出先事務所管内業者、市町村であれば市町村内業者等）等



◆建設業許可の要件

- ・経營業務管理責任者
- ・営業所専任技術者
- ・財産的基礎・金銭的基礎
- ・暴力団員でないこと 等

建設工事の適正な施工を確保するため、建設業に関する経営経験、技術者の設置、財産的基礎等についての要件を満たした事業者を許可

◆発注者別評価点

- ◎工事関連項目
（工事成績、技術者数、表彰実績 等）
- ◎社会性関連項目
（防災協定、地域貢献 等）

個別具体の契約の実態に即した一般競争を行わせられるよう、必要な資格を付加的に定める審査

【総合評価落札方式の評価方法】

- ◆技術提案者（入札参加者）の中から評価値が最大の者を契約の相手方として決定する。

技術評価項目

- 技術提案
- 工事の施工能力
（実績、成績、手持ち工事量等）
- 配置予定技術者の能力
- ... 等

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

①許可・経営事項審査

「行政手続コスト削減に向けて（見直し結果と今後の方針）」（平成30年4月24日改定）において、建設業許可については2019年度までに行政手続コスト20%削減、経営事項審査については原則2020年までに20%削減の方針が示されており、必要な審査精度を確保できる範囲内でそれぞれ、以下の通り提出資料の削減に取り組んできた。

建設業許可

従来提出を求めていた国家資格者等・監理技術者一覧表や営業所の地図、住民票等の資料について、「行政庁がインターネット上で確認する」、「疑義がある場合には、立入検査などにより確認」等の取扱いによって提出を不要とした。

（R2.4.1に省令、ガイドラインの改正を実施）

	現在	簡素化後	削減効果
申請書等 平均枚数	150枚	74枚 (▲76枚)	50.6%

経営事項審査

経営事項審査にて提出する資料の準備に要する時間のうち、特に工事請負契約書の準備と技術職員名簿の作成に要する時間が多いことを踏まえ、以下の措置を令和2年内に実施予定。

- ・工事請負契約書 業種毎に完工高上位5件→3件
- ・技術職員名簿 過去提出した資料の再提出を不要に

	現在	簡素化後	削減効果
申請書等 平均枚数	※<2,089枚> 1,149枚	794枚 (▲355枚)	※<62.0%> 30.9%

※大臣許可業者については、従来完工高上位10件分の工事請負契約書等の写しの提出を求めていたが、令和元年度中に、上位5件へと削減しており、申請書等枚数を2,089枚→1,149枚（▲50.9%）へと削減済。さらに上位3件へと削減することで、令和元年当初に比べて62%の削減効果を見込む。



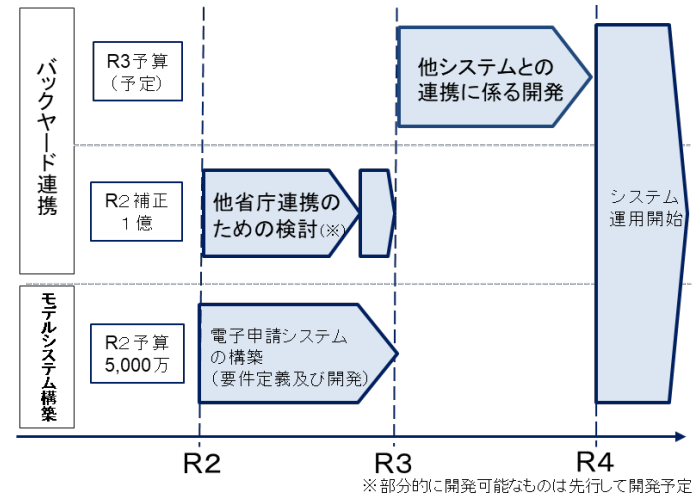
更に手続き合理化を進めるには、電子申請システムの構築と、併せて他省庁等とのシステム連携が有効と考えている。

①許可・経営事項審査

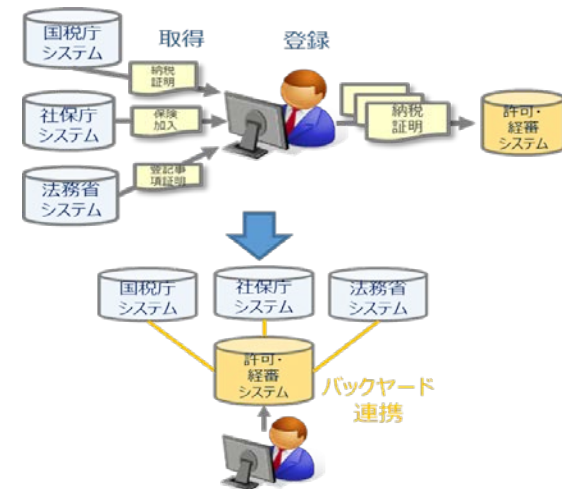
今後の取組方針

- 建設業許可及び経営事項審査の電子申請システム構築に向け、調査検討を行っており、令和2年度当初予算で5,300万円程度を確保。
(当該予算で想定しているのは、電子的に申請できるようにするところまで)
- さらに令和2年度補正予算約1億円をもって、社保加入状況の証明や、納税証明書の取得等、バックヤードで他省庁と連携することで提出を不要とできる余地を検討。
- 令和4年度からの運用開始を目指し、引き続きシステムの検討・開発を進める。
(システムの利用者は大臣許可、知事許可両者を想定)

<運用に向けたスケジュール>



<バックヤード連携のイメージ>



②競争参加資格審査

「行政手続コスト削減に向けて（見直し結果と今後の方針）」（平成30年4月24日）において、競争参加資格審査について原則2020年までに行政手続コストの20%削減の方針が示されており、中央公契連において以下の通り様式の統一化等に取り組んできた。

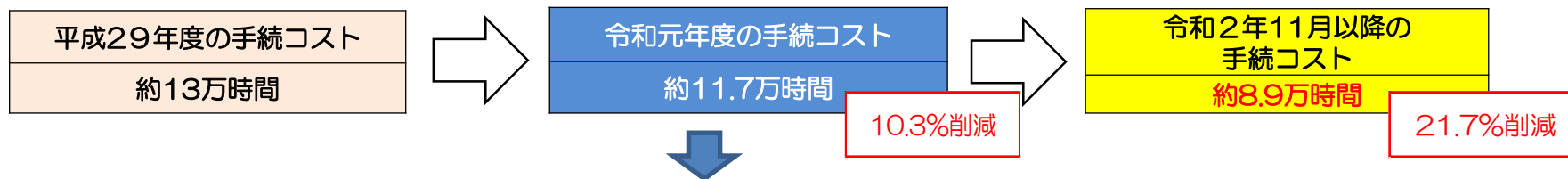
取組状況（行政コスト削減）

- 独自様式にて申請を求めている機関に、統一様式の使用を要請。
- 追加書類を求めている機関に、書類の必要性を再確認の上で、不要とする方向で検討を要請。
- インターネット一元受付に不参加の機関に、参加を要請。



- ・平成29年度以降、令和元年度までに、新たに3機関が統一様式へ移行済（会計検査院・国立印刷局・情報通信研究機構）。一部の機関（国立印刷局）で追加書類を不要化。（平成29年度比10.3%（約1.3万時間）の短縮）
- ・令和2年11月以降、残りの機関（林野庁）でも追加書類を不要とする予定。（平成29年度比21.7%（約2.8万時間）の短縮）

【行政手続コスト削減効果（申請書作成時間＋添付書類取得時間）】



- 令和3年度以降、納税証明書を除き、原則統一様式の使用、追加書類の廃止。（インターネット一元受付に参加していない機関に対し、引き続き参加を働きかける。）

システム化（インターネット一元受付システム）の状況

- 平成10年度から、国土交通省（旧建設省）インターネット一元受付システムの運用を開始し、平成16年度からは、各府省等（申請者数の多い11省庁等）も参加して、申請窓口を一本化。
 - ・申請者はサイト上で必要事項を入力・送信すれば、一度の入力で全ての希望機関に申請ができ、希望機関ごとの申請は不要。
 - ・発注者側が保有するデータを活用するため、申請者において納税証明書以外の書類は原則提出不要。
- 競争参加資格申請件数の97.5%で一元受付システムを利用。

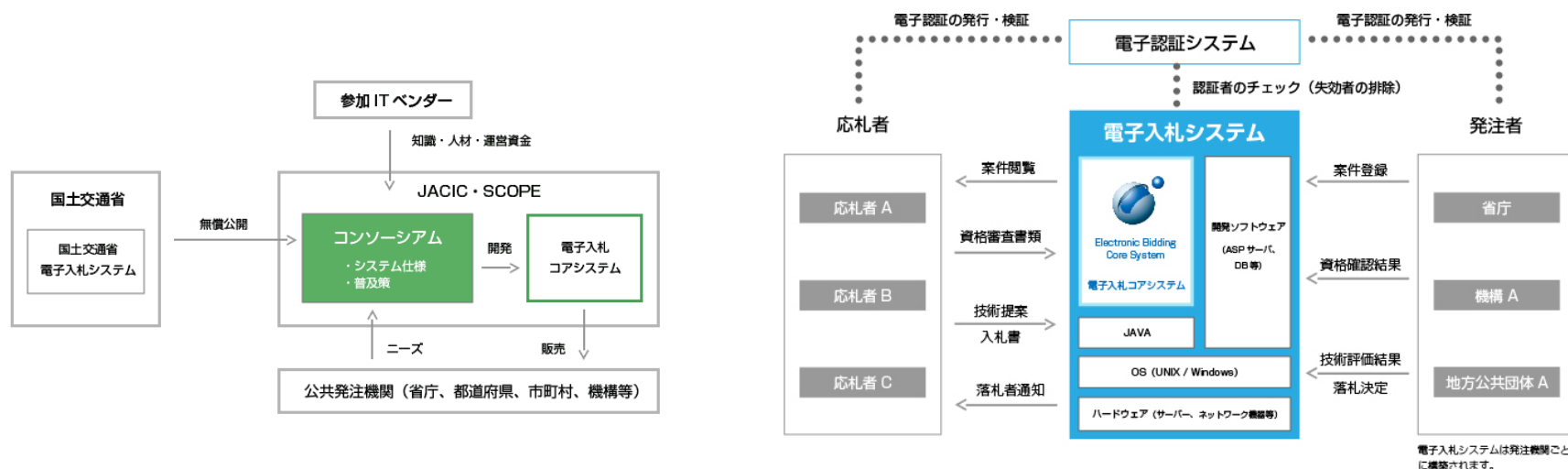
③入札・契約

システム化の状況

- 国土交通省発注の電子入札システムについては整備済。

国土交通省の電子入札システムの仕様をベースとしたシステムを「電子入札コアシステム開発コンソーシアム」(※)が提供しているところであり、電子入札コアシステム導入のニーズがある公共発注機関については本システムの利用が可能。

(※)公共発注機関への円滑な電子入札システムを導入支援すべく、JACICとSCOPEによって設立されたコンソーシアム



- 契約手続については、国交省が「公共工事・コンサル業務」を対象とする「電子契約システム」を開発し、令和元年8月から運用を開始。令和2年4月より、国交省では原則として全件を電子契約の対象としている。

競争入札参加資格審査申請に係る標準書式策定の取組状況について

各地方公共団体においては、競争入札参加資格審査申請に係る書式・記入項目・添付書類が異なっているため、事業者が複数の地方公共団体に対して申請を行う際に過大なコスト・負担が生じているとの指摘を踏まえ、競争入札参加資格審査申請における標準書式を導入することに関する地方公共団体の実務上の課題その他の事項を整理・検討することを目的として、地方公共団体の実務担当者等を構成員とする「競争入札参加資格審査申請に関するワーキングチーム」を開催する等、標準書式の策定に向けた取組を進めているところ。

<競争入札参加資格審査申請に関するワーキングチームの概要>

【構成員】

- 埼玉県総務部入札審査課
- 横浜市財政局契約部契約第一課
- 町田市財政部契約課
- 総務省自治行政局行政課 (座長)
- 国土交通省大臣官房地方課 (オブザーバー)
- 国土交通省土地・建設産業局建設業課 (オブザーバー)

【開催実績】

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ● 第1回 (令和元年 6月28日) | 趣旨説明・論点整理 |
| ● 第2回 (令和元年 8月29日) | 国に準拠した形での標準化の検討 |
| ● 第3回 (令和元年 11月13日) | 標準書式(案)たたき台検討 |
| ● 第4回 (令和2年 3月※書面開催) | 標準書式(案)の作成 |

策定の基本的な方向性

競争入札参加資格審査申請において、国が使用する標準様式に掲げる記載項目と、地方公共団体が使用する申請様式に掲げる記載項目について都道府県・指定都市を中心に実施した抽出調査の結果を比較したところ、国と地方公共団体で設定している記載項目が概ね共通していると認められることを踏まえ、国の統一書式を可能な限り採用することを基本的な方針として標準書式(案)を作成。

今後の進め方 (イメージ)

地方公共団体に対する標準書式(案)の意見照会 (R2.3)

意見照会締切り (R2.4)・取りまとめ
※新型コロナウイルス感染症の影響により回答期限は6月末へ

ワーキングチームで再度議論

地方公共団体に標準書式を提示

地方公共団体に対して、システム更新時期にあわせて反映するよう要請